

平成27年2月25日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成27年3月20日（金）午後1時開議

第1 議案第42号の上程説明並びに質疑後
委員会付託

第2 議案の総括審議

第3 発議案第1号から第2号までの
上程説明並びに総括審議

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成27年3月20日（金）午後1時00分 開議

○議長（初谷智津枝君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は23名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（初谷智津枝君） ここで報告します。

まず、3月6日の本会議で設置されました予算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に伊藤すすむさん、副委員長に竹本正明さんをそれぞれ選出しました。

次に、本日市長から、今定例会に提出するための追加議案の送付があり、これを受理し、お手元に配付しました。

次に、お手元に配付のとおり、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として、損害賠償額の決定及び和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（初谷智津枝君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案第42号の上程説明並びに質疑後委員会付託

○議長（初谷智津枝君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案第42号の上程説明並びに質疑後委員会付託」を議題とします。

議案第42号を上程します。市長から提案理由の説明を求めます。市長 田中豊彦さん。

○市長（田中豊彦君） 追加議案として提出いたしました議案第42号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

本案は、委員でございました森川雅之氏が平成27年3月12日をもって辞職されたため、地方自治法第196条第1項の規定により、新たに鈴木敏文氏を委員に選任いたしたく議会の同意を求めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、退任されました森川雅之氏におかれましては、長年にわたり適切なる監査事務執行に御尽力を賜り、この場をおかりいたしまして心より深く感謝を申し上げる次第でございます。

以上、よろしく願います。

○議長（初谷智津枝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

議案第42号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（初谷智津枝君） なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（初谷智津枝君） 御異議ないものと認めます。

したがって、議案第42号については、委員会付託を省略することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案の総括審議

○議長（初谷智津枝君） 次に、議事日程第2「議案の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、予算審査特別委員会委員長 伊藤すすむさんから報告を求めます。

（予算審査特別委員会委員長 伊藤すすむ君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（伊藤すすむ君） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る3月6日の本会議において付託されました議案第6号「平成27年度茂原市一般会計予算」について、3月9日及び10日の両日、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

本市の財政状況は、歳入においては、評価替えに伴う固定資産税の減収や法人市民税の税率引き下げによる減収が見込まれる一方、国においても地方交付税や臨時財政対策債の総額が減額になるなど厳しい状況にあります。

一方、歳出においては、扶助費等の義務的経費の増に対応しながらも、人口減少問題対策の推進、公共施設や道路橋梁等社会基盤の老朽化対策などの財政需要にも対応する一方、引き続き安全・安心なまちづくりを図るための小中学校天井等落下防止工事や防災行政無線施設事業、将来を見据えた基盤整備として茂原にはる工業団地の整備や（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジ設置事業への対応が求められており、歳出の増加は避けられない状況にあります。

このことから、予算編成にあたっては、健全な財政基盤の維持を基本に、人口減少問題対策や水害対策等の課題に取り組むとともに、安全・安心なまちづくり並びに将来を見据えた基盤整備を継続していくこととし、第5次3か年実施計画及び行財政改革大綱第6次実施計画との整合性を図りながら、歳入の積極的な確保に努め、最小の経費で最大の効果を上げるべく、財政運営の基本理念に基づき、事業の選択と集中により限られた財源の効率的な配分に努めたとしております。

その結果、平成27年度予算は、歳入歳出の総額を280億8800万円とし、対前年度比3億5800万円、1.3%の増となっております。

本委員会では、平成27年度予算が非常に厳しい財政状況の中、第5次3か年実施計画及び行財政改革大綱第6次実施計画との整合性を基本とし編成されたことは十分認識しながらも、市長の施政方針や市民からの多種多様な要望に対して的確に対応しているか、また、財源の確保、健全財政の堅持に努力されているかなど、細部にわたり慎重に審査を行った次第であります。

これらの視点に立って、市長に対する総括質疑では、「昨年、決算審査を例年より早めに実施したが、平成27年度予算編成に反映された事業はあるか」との質疑に対し、「子ども医療費助成事業については、対象者を拡大し、農作物被害への対応策として新たに有害鳥獣駆除の委託業務を設けるとともに、道路橋梁維持補修費並びに各種団体補助金についても増額をした」との答弁がありました。

次に、「経常的経費の縮減に対する考えは」との質疑に対し、「予算規模に対し扶助費は伸びていることから、国をはじめとした行政体の本気になってどこかの時点でメスを入れていかなければ破綻することも起こり得る。いずれにしても難しい舵取りを強いられている」との答弁がありました。

次に、「横断的に連携しながら取り組む事業が今後は増えることが予想される中で、司令塔

的な役割を果たす部署はどこになるか」との質疑に対し、「行政において解決しなければならないさまざまな問題について、今後も部署を越えた横断的なプロジェクトチームを編成し、新たに設置する政策推進室において方策を取りまとめ、具現化していく」との答弁がありました。

次に、「本市の産業振興についての市長の見解は」との質疑に対し、「本市だけの繁栄を考えるのではなく、近隣市町村全体を見据えた事業を展開していかなければ持続的な発展にはつながらないと考える。これからも私自らがあらゆる機会を捉え、トップセールスを行っていく」との答弁がありました。

次に、「財政調整基金の積立目標額はあるか」との質疑に対し、「財政調整基金の県内市平均でいえば40億円強で、基金はあるに超したことはないものの、さまざまな施策の財源としても事業に充てていきたい」との答弁がありました。

次に、「予算編成にあたっての市長の基本姿勢について」との質疑に対し、「総合市民センターの耐震改修、水害対策、にいほる工業団地等の基盤整備など、本市が抱える諸問題にも前向きに対処していく。また、重要な課題である少子化問題については、子供を産み育てる環境が整わなければ、少子化を止める術はないことから、産科や小児科といった医療体制の整備や教育環境の充実は急務である。また、住み続けてもらうためには働く場もなければならぬことから、引き続き企業誘致にも力を入れていく」との答弁がありました。

次に、「にいほる工業団地の今後の方向性について」との質疑に対し、「平成29年の分譲開始に向け造成を進めていくが、企業側はでき上がったものを見ないと手を出しづらいと思う。円安が続く中で企業の国内回帰が始まれば、羽田、成田の両空港へ1時間というアクセスのよさや土地単価の安さなどを背景に、企業が候補地を選定する際、優位に働いてくれないものかと思っている」との答弁がありました。

次に、「事業に見合う補助制度を探し出し、財源を調達しながら事業を執行すべきと考えるが」との質疑に対し、「平成27年度から時事通信社が提供するiJAMPを使用して行政情報を収集する一方、千葉県そして国会議員、県議会議員並びに自治体首長からの情報の収集にも努める」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところではありますが、結果として、平成27年度一般会計予算は、委員長を除く出席委員10名のうち、賛成する者9人、反対する者1人で、賛成者多数により原案のとおり可決することと決定した次第であります。

以下、賛成者の附帯意見を要約して申し上げます。

- 1. 一人でも多くの市民が満足を実感でき、将来にわたって持続可能な市政運営に努められたい。
- 1. 当初予算の経常収支比率は依然として厳しい状況であることから、引き続き健全な財政運営に努められたい。
- 1. 行財政改革大綱第6次実施計画にのっとり、充実した市政が展開できるよう知恵を絞って取り組まれたい。
- 1. 今後とも企業の誘致、経済の活性化による税収の確保に努められたい。
- 1. 市民のためにインフラを整備し、住みよいまちづくりの推進に努められたい。
- 1. 圏央道茂原北インターチェンジを生かすべく、にいほる工業団地の雇用創出、（仮称）本納ニュータウンの早期促進及び大規模な道の駅の整備に取り組まれたい。
- 1. 今後は、少子化・人口減少が本市において確実に見込まれることから、これらの課題に重きを置いた施策の立案に努められたい。

次に、反対者の意見を要約し申し上げます。

「学校の耐震化や人口減少問題プロジェクトチームによる政策提言を予算へ反映させるなど、評価すべき点はあるものの、税の徴収率並びに債権回収の強化、さらには扶助費などの、いわゆる経常経費の縮減をうたい、生活に困窮する者を締め付ける方策が強かうかがえることから、本予算案には反対する」との意見がありました。

次に、今後の予算執行にあたり留意する事項として、各委員から当局に対し多くの意見、要望がありましたので、以下、その主なものについて申し上げます。

- 1. 防災の意識を風化させないためにも、自主防災組織のさらなる推進に努められたい。
- 1. 自治会所有の防犯灯LED化を推進すべく、新たな補助制度を設けられたい。
- 1. 重度心身障害者医療費の自己負担金を見直し、公費助成とするよう検討されたい。
- 1. 保育所の保育室にも計画的にエアコンを設置するなど、快適な保育環境の形成に努められたい。
- 1. 労働能力のある者が安易に生活保護に頼らないよう、また生活保護受給者が早期に自立できるよう就労支援の強化に取り組まれたい。
- 1. ごみステーションに出された資源ごみを勝手に持ち去る行為が発生していることから、市民の協力を得ながら対策に取り組まれたい。
- 1. 米価の下落に対して市独自の支援策を講じられたい。
- 1. 四季を通じたお祭りが本市のイベントとして定着してきたが、さらなる盛り上げを図る意

味からも、秋まつりに対する予算の拡充を要望する。

1. 平成25年に発生した台風26号により、被害の大きかった早野地区の住民不安の解消を図るべく、さらなる内水対策に努められたい。

1. 二級河川赤目川における河川改修事業の進捗度合いが遅れていることから、県に対し地元説明会を開催するなど状況の説明をするよう要望されたい。

1. 本市は健康都市宣言を掲げており、スポーツは健康の保持増進にも重要な役割を果たすことから、よりよいスポーツ推進計画の作成に努められたい。

1. 安全・安心で豊かな学校給食の安定供給のため、老朽化した中央学校給食共同調理場の今後のあり方を早期に検討されたい。

1. 歳計外現金などの余裕資金について、効率的な資金運用に努め、運用利益の増加を図られたい。

以上が、本予算審査特別委員会の報告であります。本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（初谷智津枝君） 次に、総務委員会委員長 深山和夫さんから報告を求めます。

（総務委員会委員長 深山和夫君登壇）

○総務委員会委員長（深山和夫君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案10件について、3月6日、本会議終了後、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第1号「平成26年度茂原市一般会計補正予算（第7号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億5394万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ288億1667万3000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「茂原市総合戦略等策定事業に係る業務委託の内容は」との質疑に対し、「（仮称）茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び長期人口ビジョンを策定するため、住民アンケートや企業・団体等へのヒアリング、人口動態・産業構造の現状分析などを専門業者に委託するものである」との答弁がありました。

次に、「財政調整基金から1億1000万円余を繰り出す理由は何か」との質疑に対し、「平成25年度に基金へ積み立てた国からの元気臨時交付金の残金について、今年度中に活用しなけれ

ばならないとされているため、一般会計に繰り出した上、交付対象となる起債単独事業に充当するものである」との答弁がありました。

次に、「本納駅東地区土地区画整理事業について、委託料を減額する理由は」との質疑に対し、「現段階においては、本納駅東地区の都市計画の変更について、農林部局との協議の見通しが立たないため、図書作成業務に係る委託料を減額するものである」との答弁がありました。

次に、「臨時福祉給付金を大幅に減額する理由は」との質疑に対し、「当初予算においては、住民税非課税の方を全て給付対象として見込んだが、このうち被扶養者については支給対象から除外されることから、大幅な減となったものである」との答弁がありました。

また、委員より、「低住宅地かさ上げ工事等補助金については、対象者に比べ利用者が非常に少ないことから、限度額や補助率を引き上げるなど活用しやすい制度への見直しを検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第13号「茂原市教育長の給与等に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長が特別職として位置付けられたことに伴い、現行の条例を廃止し、新たに教育長の給与等の勤務条件について条例を定めるとともに、一般職職員の給与削減にかんがみ、平成27年4月から平成28年3月までの間、給料月額を5%削減しようとするものであり、採決の結果、全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第16号「茂原市個人情報保護条例及び茂原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、独立行政法人通則法の改正により、本条例で公務員等の定義において引用している特定独立行政法人が廃止され、新たに行政執行法人が創設されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第17号「茂原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、行政手続法の改正により、行政指導を行う際の根拠の明示義務等の規定が追加されたことから、法改正の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、本市の行政手続条例についても同様の改正をしようとするものであり、採決の結果、全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第18号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、茂原市職員定数条例については、引用規定の条項番号を改め、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例については、教育委員会委員長の規定を削除し、茂原市職員等旅費支給条例については、教育長が特別職の職員に位置付けられることに伴って必要となる部分の改正を行うものであり、採決の結果、全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第19号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「郡内町村における特別職の給料削減状況は」との質疑に対し、「一宮町では、町長及び副町長が20%、教育長が5%の削減を行っている。また、長生村では、村長が30%、副村長が15%、教育長が8%の削減を行っている」との答弁があり、採決の結果、全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第20号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「郡内町村における一般職職員の給料削減状況は」との質疑に対し、「千葉県人事委員会勧告に準じた給料表水準の引き下げ改定については、各町村も同様に実施するものと思われるが、本市のような独自削減については、各町村の給与水準が国家公務員の給与水準を上回っていないことから行っていない」との答弁がありました。

また、委員より、「生活給の引き下げは行うべきではない」という意見もございました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第20号は賛成者多数により原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第29号「契約の締結について」申し上げます。

本案は、五郷小学校普通教室棟外4棟の耐震補強工事の契約にあたり、予定価格が1億5000万円以上であるため、議会の議決を得ようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「五郷小学校においては、管理教室棟の便所が非常に老朽化しているが、本件の工事内容に含まれているか」との質疑に対し、「本件の工事内容における便所棟新築工事は、体育館に附属するものであり、管理教育棟の便所改修工事は含まれていない」との答弁がありました。

次に、「不調となった前回の予定価格は幾らであったのか」との質疑に対し、「10月29日に実施し、不調となった1度目の入札における予定価格は4億9690万円であった」との答弁がありました。

次に、「建築資材や人件費の高騰による入札不調が発生する中で、予定価格の積算にあたり、労務費や資材費について単価の見直しを行ったのか」との質疑に対し、「今回の入札にあたっては、改正後の労務単価表の採用や資材価格については見積もりを活用するなど、実勢価格が適正に反映されるよう積算を行った」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第29号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第30号「工事委託協定の変更について」申し上げます。

本案は、平成26年6月に締結した公共下水道の三貫野処理分区に污水管を布設するための工事委託協定について、委託先である千葉県下水道公社が実施した入札により、工事費等が当初の設計金額より減となったため協定金額を変更する協定を締結しようとするものであり、採決の結果、全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第36号「和解について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市に過失があったとすれば、どういった点であると認識しているのか」との質疑に対し、「平成4年に当時の長福寺代表などと交わした覚書が長期にわたり履行されない状況において、その間、土地の所有権移転に必要な、法的に解散状態にあった旧長福寺の清算手続きを市が主体的に行わなかったことが考えられる」との答弁がありました。

次に、「長生病院は和解金として100万円を支払う内容となっているのか」との質疑に対し、「長生病院の和解金の支払請求については、長福寺が本市の提案を受け入れ、これを放棄した」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第36号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（初谷智津枝君） 次に、教育福祉委員会委員長 矢部義明さんから報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 矢部義明君登壇）

○教育福祉委員会委員長（矢部義明君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、議案13件について、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

最初に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本案は、茂原市奨学資金貸付金の長期滞納者に対し、支払督促申立書を提出したところ、督促異議申立がなされたため、支払督促申し立て時にさかのぼり、訴えの提起があったものとみなされることから、議決事件となり、急施を要するものとして、地方自治法第179条に基づき、本年1月16日に専決処分をしたものであります。

審査の過程において、「本市の奨学資金貸付金全体の滞納額は」との質疑に対し、「平成26年4月1日現在で2723万500円である」との答弁がありました。

また、委員より、「適正な債権管理と的確な債権回収対策に努められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第1号については全員異議なく承認することと決定いたしました。

次に、議案第4号「平成26年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万8000円を追加し、予算の総額を62億690万9000円にしようとするものであり、採決の結果、議案第4号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第11号「平成27年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億9794万円とし、介護保険事業に要する費用に充てようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

最初に、「単身高齢者世帯把握（見守り）事業の概要は」との質疑に対し、「市内在住の65歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者だけの世帯を対象に、緊急連絡先等を台帳として整備をし、地域であるいは業務で各家庭を訪問する事業者の協力を得ながら、高齢者の異変に早期に気付き、必要な支援につなげていく」との答弁がありました。

次に、「地域包括支援センターへの年間委託料は」との質疑に対し、「1施設あたり1993万2000円である」との答弁がありました。

次に、「介護保険料の滞納はあるか」との質疑に対し、「原則として年金からの天引きによ

る納付はされるが、年金から天引きができずに納付書で納めている方の中に一部滞納が見られる」との答弁がありました。

次に、「第1号被保険者保険料の増加要因は」との質疑に対し、「3年ごとの見直しによる保険料額の上昇並びに対象となる65歳以上の方が増えていることによる」との答弁がありました。

次に、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金とは」との質疑に対し、「マイナンバー制度の円滑な導入を図るため、基幹系システムの整備に要する費用に充当する国庫補助金である」との答弁がありました。

次に、「訪問調査一部委託料とは」との質疑に対し、「介護認定事務を円滑に実施するために、認定更新の際に状態が安定している方や遠方の方などに関しては、ケアマネジャーが在籍する事業所へ認定調査を委託するものである」との答弁がありました。

次に、「徘徊感知器及びあんしん電話の平成26年度の実績と新年度予算に盛り込んだ件数は」との質疑に対し「平成26年度の徘徊感知器の利用者数は延べ4件、新年度予算に見込んだ件数は2件であり、あんしん電話の利用者数は1月末で164件、新年度予算に見込んだ件数は170件である」との答弁がありました。

また、委員より、「家族介護支援事業の徘徊感知システムが広く利用されるよう、さらなる周知をお願いする」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第14号「茂原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方分権一括法に伴う権限移譲により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、これまで国の省令で定められていた指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）の人員基準等や高齢者を支援する際の方針等について市条例で定めることとされたことから、新たに条例を制定するものであり、採決の結果、議案第14号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第15号「茂原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」申し上げます。

本案は、議案第14号と同様に、これまで国の省令で定められていた地域包括支援センターの

基本方針や職員に関する基準について、市条例で定めることとされたことから、新たに条例を制定するものであり、採決の結果、議案第15号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第22号「茂原市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、猿袋青年館を地元自治会へ移管するため、規定の整備をするものであります。

審査の過程において、「猿袋青年館の土地の所有権は茂原市なのか」との質疑に対し、「猿袋青年館は国有地であり、借地料を支払っている」との意見があり、採決の結果、議案第22号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第23号「茂原市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について」申し上げます。

本案は、子ども・子育て関連3法の成立に伴い、児童福祉法の一部が改正されたことから、保育所の関係条例について、所要の改正及び廃止をするものであります。

審査の過程において、「国が示す階層中、本市で一番多い区分は」との質疑に対し、「市民税所得割税額9万7000円未満の区分である。本市では、この区分を細分化し、利用者負担の軽減に努めた」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第23号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第24号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、平成27年度から平成29年度における介護保険料率の改正と介護保険法の改正に伴う所要の整備をしようとするものであり、採決の結果、議案第24号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第25号「茂原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第26号「茂原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、関連しますことから、一括して申し上げます。

本2議案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことから、本市の基準を定める条例の改正をしようとするものであります。

審査の過程において、「新条例において、定期的な外部の者による評価を受けるとの文言を削除した理由は」との質疑に対し、「国では事業所が自己評価を行い、その結果を運営推進会議等に報告すれば足りるとし、省令から削除をしたことから、本市でも同様に削除した」との答弁がありました。

委員より、「要介護の状態へ移行させない、それ以上悪化させないための取り組みに傾注いただきたいとの意見があり、採決の結果、議案第25号並びに議案第26号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第38号「指定管理者の指定について」申し上げます。

本案は、七渡青年館、浜町青年館及び東郷青年館の指定管理者を引き続き地元自治会等を候補者として、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間、指定管理者として指定しようとするものであり、採決の結果、議案第38号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第39号「指定管理の指定期間の変更について」申し上げます。

本案は、吉井青年館を地元へ移管するにあたり、借り受けている国有地の貸付料支払期間の終期が平成27年6月30日であることから、指定期間を平成27年3月31日から同年6月30日までに変更するものであり、採決の結果、議案第39号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第40号「指定管理者の指定について」並びに議案第41号「指定管理者の指定について」申し上げます。

本2議案は、市内福祉センター6館並びに茂原市心身障害者福祉作業所の管理に関し、引き続き社会福祉法人茂原市社会福祉協議会を平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものです。

審査の過程において、「指定管理者の候補者は他にいたのか」との質疑に対し、「公募は行わず、茂原市指定管理者選定委員会に諮り、選定をした」との答弁がありました。

また、委員から、「指定管理者に対して効率のよい事業運営がなされているか、また、利用者である市民へのサービスが行き届いているかを引き続き把握し、一層のサービス向上に努められたい」との意見があり、採決の結果、議案第40号並びに議案第41号については全員異議な

く可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（初谷智津枝君） 次に、建設委員会副委員長 前田正志さんから報告を求めます。

（建設委員会副委員長 前田正志君登壇）

○建設委員会副委員長（前田正志君） 建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案7件について、3月6日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

最初に、議案第3号「平成26年度茂原市特別会計下水道事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1675万7000円にしようとするものであります。

審査の過程において、「財政調整基金の残高及び今後の目標額は」との質疑に対し、「現在の基金残高は約1億9000万円であり、今後の具体的な目標額は設定していないが、下水道施設は老朽化が進んでいるため、不測の事態に備え、積み増しをしたいと考えている」との答弁があり、採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「平成27年度茂原市特別会計下水道事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2959万円とするもので、対前年度比1億1836万7000円、7.3%の増となるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「下水道使用料収入が減額となっている理由は」との質疑に対し、「前年度実績に基づき予算計上しているが、要因としては、企業の撤退やコストの削減及び一般家庭の節水等が考えられる」との答弁がありました。

次に、「下水道事業は経営的視点で見て現状はどうか。また、今後の展望は」との質疑に対し、「地方債残高も減少してきており、経営的には概ね安定していると考えます。今後は、下水道使用料の減収や施設の老朽化に伴う支出の増等により厳しい面もあるが、水洗化率の向上を図るとともに施設の長寿命化に努め、安定的な経営を維持していきたいと考えている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第10号「平成27年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9152万6000円とするもので、対前年度比68万5000円、0.7%の減となるものであります。

審査の過程において、「駐車場の利用状況は」との質疑に対し、「収容可能台数257台に対し、1日あたり158台で、回転率は0.61となっている。近年は周辺に安価な駐車場もあるため利用者が減少している状況である」との答弁がありました。

また、委員より、「駐車場使用料の増収を図るため、周辺の民間駐車場の料金水準を考慮した料金の改定について検討されたい」との意見があり、採決の結果、議案第10号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第21号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、住宅の品質確保の促進等に関する法律の告示改正、建築基準法の一部改正及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第21号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第28号「茂原市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第28号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第31号「茂原市道路線の認定について」申し上げます。

本案は、市民の一般交通の利便性向上を図るため、大芝土地区画整理事業に伴う47路線を認定しようとするものであり、採決の結果、議案第31号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第32号「茂原市道路線の廃止について」申し上げます。

本案は、大芝土地区画整理事業に伴う2路線の廃止をしようとするものであり、採決の結果、議案第32号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（初谷智津枝君） 次に、市民環境経済委員会委員長 鈴木敏文さんから報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（鈴木敏文君） 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案7件について、3月6日、本会議終了後、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第2号「平成26年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億614万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億8967万円にしようとするものであり、採決の結果、議案第2号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「平成26年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2467万円にしようとするものであり、採決の結果、議案第5号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第7号「平成27年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億7864万1000円とするもので、対前年度比15億8824万8000円、14.3%の増となるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「保険財政共同安定化事業拠出金について、予算が突出して伸びているが、事業の内容と、その要因は」との質疑に対し、「県内の各保険者が国保連へ拠出し高額な医療費に対し交付金を受け取ることになる。拠出金は被保険者数及び過去の医療費実績で算出される。平成27年度からは対象医療費が30万円超であったものを、1円以上の全ての医療費に拡大されるため予算総額は大幅に増加する」との答弁がありました。

次に、「予算規模は約16億円伸びているが、歳入の国保税は前年度に比べ1億3000万円の減となっている。この内容と今後の見通しについて」との質疑に対し、「予算規模が増額となっている要因は、保険財政共同安定化事業の対象医療費が拡大され大幅に増額となった。国保税は被保険者数の減少により減収を見込んでおり、医療費については被保険者数が減少しているにもかかわらず増えている。これは加入者の高齢化や医療の高度化によるものである。今後の見通しとしては非常に厳しい状況が続くと予想しているが、医療費の適正化に努め、できる限り現状で維持したい」との答弁がありました。

次に、「保険給付費は毎年伸びている。抑制のためには予防事業が大切であるが、特定健康診査等事業費が減額となった要因と平成27年度の受診率向上の取り組みは」との質疑に対し、「特定保健指導の実施予定数について、実績をもとに算定し減額となった。受診率向上については、未受診者に受診勧奨を実施し継続受診の重要性を認識してもらうため、受診者には講師による結果説明会開催し、平成27年度から検査項目に尿酸検査を追加し受診率の向上に取り組む」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第9号「平成27年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7713万7000円とするもので、対前年度比2295万円、5.7%の減となるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「新年度予算が減額となっているが、その内容はどうなっているのか」との質疑に対し、「萱場橋架け替え工事に伴う中継ポンプ移設工事の完了、維持管理業務委託機能診断・最適整備構想の策定の完了により減額となった」との答弁がありました。

次に、「同一敷地内に新築した場合、宅柵設置の負担金はどうなっているか」との質疑に対し、「敷地内にある汚水柵に接続するのであれば負担金はいらませんが、建主が第三者の場合は新たに汚水柵設置費用と負担金が必要となる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第12号「平成27年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3415万8000円とするもので、対前年度比1869万8000円、2.0%の増となるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「一般会計からの繰入金大幅に増加しているが、要因は何か」との質疑に対し、「保険基盤安定繰入金は、所得の低い方が増えることにより保険料軽減額の増加が見込まれること、また、事務費繰入金は広域連合に係る事務費を県内市町村で負担する共通経費負担金と市の後期高齢者医療事務に係る繰入金であり、広域連合からの負担見込み提示額等の増による

ものである」との答弁がありました。

次に、「年金額の少ない方の保険料の徴収はどのようになっているか」との質疑に対し、「年金天引き以外の方は納付書を発送する普通徴収となる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第27号「茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例及び茂原勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例を統合し、平成27年4月1日からその管理運営を茂原市教育委員会に委託するあたり、所要の改正を行おうとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「使用料の変更はあるのか」との質疑に対し、「使用料は体育センターの使用料について、市外の利用者は5割増しとし、地元自治会の使用料は今までどおり無料である」との答弁がありました。

次に、「運営委員を10名から7名に変更する理由は。また、委員の構成は」との質疑に対し、「実際には定数10名のところ9名で運営している。今回の条例見直し時に各委員会の人数を調査し、事業主を削除し、7名が適切と判断した。委員の構成は、学識経験者5名、利用者2名とする」との答弁がありました。

次に、「厚生労働省所管の補助金を活用して建てた施設であるが、制約はないのか」との質疑に対し、「10年が経過していることから、目的を達成したことを国、県に了解を得ている」との答弁がありました。

次に、「現職員数で対応できているか」との質疑に対し、「東部台文化会館は複合施設であり、全館の管理運営や安全性を考慮し、職員と非常勤職員及び委託業者で対応している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第27号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第37号「指定管理者の指定について」申し上げます。

本案は、茂原市自転車駐車場における指定管理者の指定期間が平成27年3月31日で終了することに伴い、公益社団法人茂原市シルバー人材センターを平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、指定管理者として指定しようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「この事業に何名従事しているのか。また、この事業費がシルバー人材センターの会計でどうなっているのか」との質疑に対し、「従事者は21名で、予備として7名いるが、従事者はシルバー人材センター内の会員でローテーションしていると聞いている。市からの委託費で、同額で決算となっている」との答弁がありました。

次に、「駐輪場従事者の引き継ぎは適正に行えているか」との質疑に対し、「営業時間の拡大により2人1組の勤務を6時間の勤務時間枠を超えない範囲で時差出勤し、従事者のいない時間がないよう組み合わせているため支障はないと考えている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第37号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（初谷智津枝君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後 2 時 05 分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後 2 時 15 分 開議

○議長（初谷智津枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1 番 飯尾 暁君登壇）

○1 番（飯尾 暁君） 日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

反対する案件は、議案第6号「平成27年度茂原市一般会計予算」、議案第7号「平成27年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」、議案第11号「平成27年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」、議案第12号「平成27年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」、議案第20号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第24号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条

例の制定について」、以上についてそれぞれ反対し、その理由を述べます。

まず、最初に議案第6号「平成27年度茂原市一般会計予算」でございます。

消費税の増税、貧困と格差を拡大するアベノミクスは、市民生活を苦境に陥れていますが、当該年度予算立案に対する執行部の情勢分析は、雇用、所得環境が改善する中、各種政策の効果もあって景気は緩やかに回復していくことが見込まれるというもので、アベノミクスの立場に立つものです。実際の施策では、体力のある大企業への補助金の支給と、それをてこにした企業誘致、その枠組みづくりの工業団地造成への巨額な資金投入による大企業優遇の異常な前のめり姿勢からは、既に破綻済みの古い政治からの脱却の可能性は見えてきません。

また、消費税増税による販売不振、資材の高騰や史上最悪の米価の暴落などで苦境に陥っている中小業者、農業生産者への配慮は依然として希薄です。

また、税収の確保としての徴収や債権回収の強化、財政上の課題として経常経費の縮減がうたわれており、民営化による人件費削減や職員の給与削減での市民サービス低下の方向性が見えています。

一方、人口減少問題対策プロジェクトによる政策提言から実現される特定不妊治療費等助成事業や子育て世代へのごみ袋代の補助、学校や公共施設の耐震改修、特別支援教育の拡充、防災に関しては水害対策など、実際の教育現場、生活の現場の実情が勘案された政策もあり、評価されるものです。

しかし、国の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たす地方自治体の性格を考慮すれば、総じてアベノミクス期待の政治姿勢が濃いと言わざるを得ない本予算には反対するものであります。

次に、議案第7号「平成27年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について述べます。

貧困と格差の拡大で退職者、無職者、年金生活者、農林漁業者、非正規労働者など低所得者が多い国保加入者の生活の困窮の度合いが増しております。本市も例外ではありません。そうした中、本市の国保税のレベルは、給与収入400万円、40代の父母、子供2人のモデル世帯で約48万円、県内54自治体で6位の高さであり、市民の生活実態から見れば依然として高い本市の国保税です。当該年度予算では、前年度に比べて、歳入に共同事業交付金の16億円余の増額が見込まれておりますが、国保広域化への布石であり、ほぼ同額の共同事業拠出金の歳出に対応するもので、加入者の直接の負担軽減とは言えないものです。国の低所得者に対する負担軽減がありますが、市独自の法定外繰り入れによる財政支援も行うべきです。また、国保法第44条に基づく窓口負担軽減策は、利用可能な制度への改善が必要であり、加入者の負担軽減、収

納率の増加のためには徴税強化ばかりでなく、思い切った財政投入を行うべきこと、国庫負担の引き上げを国に対して求めることを提案し、それが行われない本事業予算には反対を表明するものであります。

次に、議案第11号「茂原市介護保険事業費予算」についてでございます。

平成27年度は第6期介護保険事業計画が開始されます。この事業計画では、多くの軽度の高齢者を介護サービスの対象者から除外し、さらに利用料の負担引き上げなど公的介護を土台から掘り崩す大改悪です。加えて、保険料の引き上げが盛り込まれており、介護利用者には耐えがたい負担増です。まさに保険あって介護なしの状況が明白です。昨今の日本社会は、虐待や貧困など処遇困難な高齢者が激増しています。介護保険制度の改悪は介護難民の問題を一層深刻化し、高齢者や家族の負担と不安を増すばかりであり、この方向の介護事業には断じて賛成はできません。このような状況の打開には、公的保険による介護は抑制ではなく充実こそ必要です。今こそ市の老人福祉、保健、公衆衛生を再構築しNPOやボランティア、民生委員や自治会、社会福祉協議会など多様な担い手による地域福祉も訪問や対話で高齢者の孤立を防ぎ、年中行事や交流によってコミュニティを維持するなど、本来の役割発揮を応援することが大切です。それを保険給付の肩代わりに動員するやり方では、利用者のニーズは満たされず、担い手は加重負担に苦しみ、地域の貴重な資源を損なうだけです。公的保険、自治体福祉、地域福祉がおのおのの役割を發揮しながら連携してこそ、地域全体で高齢者を支える取り組みが前進します。

以上の点を提案いたしまして、本案件に反対するものです。

次に、議案第12号「平成27年茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について述べます。

もともと医療を年齢で差別するこの制度は、高齢者の尊厳を根底から損なうものです。高い保険料は負担能力を超えつつあります。本市でも、平成26年6月時点で普通徴収の方2049人のうち171人が保険料を滞納、29人が資格証明書の発行を受けています。この方々が十分な医療を受けられない状況にあることは容易に想像がつきます。高齢者の健康と命に関わるものです。

政府は、後期高齢者医療制度について十分定着しているとして存続に固執していますが、高齢者いじめの定着にほかなりません。現に滞納問題があり、受診抑制も起きている差別的な制度は速やかに廃止し、以前の老人保健制度に戻すべきです。高齢者いじめの医療制度はその他の世代の未来も危うくします。負担を高齢者に押し付けるのではなく、国が責任を果たす社会保障としての医療制度へ転換することを求めて、反対討論といたします。

次に、議案第20号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市一般職の任期付職員の採用等

に関する条例の一部を改正する条例の制定について」述べます。

今回の改正案には、人事院勧告に基づく給与制度の総合的見直しで給料表自体を約2%引き下げるものであり、将来にわたって職員給与に影響を及ぼすこととなり、その影響額は約470万円、加えて市独自の給与削減もセットで実施されます。その影響額は総額で約5040万円、階層ごとの職員の影響額については、年収で、部長級職員で約18万円、課長級職員で約17万円、係長級職員で約6万3000円、25歳主事では3万2000円の削減となります。こうした職員の人件費削減は財政健全化計画が始まって以来、本年度で10年目になります。こうした長期間の給与削減の強行は、職員のモチベーションへの影響、職員の家計や生活にとどまらず地域経済にも大きな打撃となり、ひいては市税の税収減とつながることとなり、賛成できません。よって、本案件には反対するものであります。

続きまして、議案第24号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」述べます。

本案件は、第6期介護保険料改定についてです。第6期の介護保険料は、全国各地で保険料の引き上げが予定され、政府の資料では、全国平均で基準額の月額が5550円とされ、現在の第5期の保険料の平均月額4972円を上回ります。また、千葉県の場合では、1月末現在の平均月額では4860円とされています。こうした中、茂原市の第6期介護保険料は基準額の年額5万5200円、月額にすると4600円が提案されました。現在の第5期の保険料、月額と比較すると年額で4200円、月額で350円の引き上げになります。この介護保険料設定に対して、介護給付費準備基金を3億600万円充当し3730円ほどの抑制を図ったとのことであり、当局のある程度の努力は評価されます。しかし、消費税増税や年金、医療、介護など社会保障切り捨ての安倍ノミクス政策で高齢者の暮らしは悪化の一途です。これ以上の引き上げは許されません。高齢者の負担増とならないよう介護給付費準備基金のさらなる充当や、一般会計からの繰り入れ等で保険料の引き上げ抑制を図るべきです。介護保険事業でも述べましたが、介護保険はサービスの切り捨てと利用負担増のオンパレードに加え、介護保険料は今後も上がり続け、2025年には全国平均で月額8200円になるというのが政府の見通しです。政府は、第6期介護保険料の低所得者軽減を消費税増税で得られた財源の一部を使って行うとしていますが、その軽減の対象者も介護保険料が鰻登りに上がっていくことには変わりはありません。介護保険料の高騰を抑え、本当に持続可能な制度にするには国庫負担割合を大幅に引き上げるしかないことを指摘し、本案件に反対するものであります。

以上を申し述べまして反対討論といたします。

○議長（初谷智津枝君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがって、報告第1号は承認されました。

次に、議案第6号「平成27年度茂原市一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「平成27年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「平成27年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「平成27年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市一般職の任期付職員の採用等

に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第33号は同意されました。

次に、議案第34号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第34号は適任と認めることと決定しました。

次に、議案第42号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第42号は同意されました。

次に、他の議案については、一括採決します。議案第1号から第5号、第8号から第10号、第13号から第19号、第21から第23号、第25号から第32号、第36号から第41号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第5号、第8号から第10号、第13号から第19号、第21号から第23号、第25号から第32号、第36号から第41号については、いずれも原案のとおり可決されました。

ここで報告します。

本日、前田正志議員、山田広宣議員から今定例会に提出するため発議案2件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議

○議長（初谷智津枝君） それでは、次に、議事日程第3「発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第2号までを一括上程します。

最初に、発議案第1号について、提出者前田正志さんから提案理由の説明を求めます。前田正志議員。

（8番 前田正志君登壇）

○8番（前田正志君） 提出者を代表いたしまして、発議案第1号「茂原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が教育委員会の新たな責任者として位置付けられたことから改正が必要となる条例第21条中、教育委員会の委員長を教育長に改めるものであります。

本会議におきましても慎重審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（初谷智津枝君） 次に、発議案第2号について、提出者山田広宣さんから提案理由の説明を求めます。山田広宣議員。

（4番 山田広宣君登壇）

○4番（山田広宣君） 提出者を代表いたしまして、発議案第2号「ヘイトスピーチ対策に係る法整備を求める意見書の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的関心を集めております。ヘイトスピーチは社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社

会における我が国への信頼を損なうことにもなりかねません。

よって、政府に対し、ヘイトスピーチ対策に係る適切な措置を講ずるよう意見書を提出しようとするものであります。

議員各位におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（初谷智津枝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に発議案第2号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題になっております発議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案2件は委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、発議案第1号「茂原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号「ヘイトスピーチ対策に係る法整備を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

午後2時39分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後3時10分 開議

○副議長（金坂道人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

先ほど休憩中に、議長初谷智津枝君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際「議長辞職の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（金坂道人君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「議長辞職の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 辞 職 の 件

○副議長（金坂道人君） それでは、まず、その「辞職願」を事務局長に朗読させます。

○事務局長（相澤 佐君）

辞 職 願

今般、一身上の都合により議長を辞職いたしたいので、許可くださるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（金坂道人君） お諮りします。

初谷智津枝君からの議長の辞職願を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（金坂道人君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、初谷智津枝君の議長の辞職を許可することと決定しました。

ここで、初谷智津枝君から議長の辞職にあたり、挨拶の申し入れがありましたので、これを許します。

（21番 初谷智津枝君登壇）

○21番（初谷智津枝君） 議長辞任にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

昨年の9月の議長の就任以来、本日まで議員の皆様方をはじめ、田中市長、そして当局の皆様方の温かい御支援と御協力によりまして、議長として一生懸命務めてまいりました。この間、無事重責を果たせましたのも皆様方の御指導、御協力によるものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

振り返りますと、円滑な議会運営を担う緊張感とともに、公務多忙な中で本当に充実した毎日ございました。市議会を代表するという議長という立場で、県内をはじめといたしまして、全国の正副議長の方々とお会いする機会を得まして、本当に多くの勉強をさせていただきました。また、皆様の御期待に十分沿い得なかったかもしれませんが、時代の要請にふさわしい市議会を目指して議会基本条例の制定に私なりに皆様の御協力を得ながら全力で取り組んでまいりました。その結果、ほぼ素案がまとまり、制定まであと一歩というところまでまいりました。これからは新しい議長に委ね、パブリックコメントの実施後、制定へと引き続き議会活性化、そして議会改革を進めていただきたいと思います。

今、茂原市は、田中市長が言われておりますように、財政的には長いトンネルの向こうにかすかに明かりが差してきている状態であるかもしれません。しかしながら、まだまだこの茂原市は解決すべき多くの課題がございます。今後は、私、一議員として議長としての貴重な経験を生かしまして、茂原市議会の発展と、そして茂原市政のさらなる発展のため議会活動を務めてまいる所存でございますので、どうか皆様、変わらぬ御厚誼を賜りますようお願い申し上げます。私の退任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（金坂道人君） ただいま初谷智津枝君が議長を辞職しました。初谷議長におかれましては、現今の厳しい社会経済、財政情勢の中で議長という重責を担われ、常に公正で円滑な議会運営に努められ、議会の権威と信頼を高められました。その功績はまことに大であります。ここに深く敬意と感謝の意を表します。まことに御苦労さまでした。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、「議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（金坂道人君） 御異議ないものと認めます。

したがって、「議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定しました。

議 長 の 選 挙

○副議長（金坂道人君） 議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（金坂道人君） ただいまの出席議員は23名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（金坂道人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（な し）

○副議長（金坂道人君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○副議長（金坂道人君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、山田きよし君から、登壇が困難なため投票箱への投入を職員に委託したい旨の申し出がありましたので、これを許可することとし、投票の最後に同君に代わって職員に投入させることといたします。

点呼を命じます。

（点呼 投票）

○副議長（金坂道人君） 投票漏れはありませんか。

（な し）

○副議長（金坂道人君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（金坂道人君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号8番 前田正志君、同じく議席番号9番 矢部義明君を指名します。

両君の立ち会いを求めます。両君は演壇までお進みください。

（開 票）

○副議長（金坂道人君） 選挙の結果を報告します。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符号しています。そのうち、有効投票20票。

無効投票 3 票。

有効投票中、

森 川 雅 之 君 17票。

平 ゆき子 君 2 票。

矢 部 義 明 君 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、森川雅之君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました森川雅之君が本議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

森川雅之君から当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

（14番 森川雅之君登壇）

○14番（森川雅之君） ただいま大勢の議員の皆様より御推挙、御支持をいただき、議長という重職を担うこととなりました。議会の歴史、その職務の責任の重さを痛感しております。今後は地方自治の二元代表制をもとに、市民の皆様により開かれた議会を目指して、微力ながら全力を傾注する所存であります。

また、田中市長をはじめとする行政の皆様、人口減少化という厳しい状況下、課題山積の中で今後のまちづくりは議会と行政が両輪となったまちづくりが求められております。そのためにも、より一層の緊密な連携と意見交換を深くしていただきながらまちづくりを推進していきたい、そう念じています。

結びに、茂原市政と茂原市議会のさらなる発展のために、ここに御列席の議員各位の御協力を切にお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とします。

本日はありがとうございました。よろしく願い申し上げます。（拍手）

○副議長（金坂道人君） ただいま新しく議長が選出されましたので、ここで議長と議長席を交代します。

（議長席着席）

○議長（森川雅之君） ここでしばらく休憩します。

午後 3 時 30 分 休憩

☆ ☆

午後 3 時 45 分 開議

○議長（森川雅之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

先ほど休憩中に副議長金坂道人君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際「副議長辞職の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森川雅之君） 御異議ないものと認めます。

したがって、「副議長辞職の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

☆ ☆

副 議 長 辞 職 の 件

○議長（森川雅之君） それでは、まず、その「辞職願」を事務局長に朗読させます。

○事務局長（相澤 佐君）

辞 職 願

今般、一身上の都合により副議長を辞職いたしたいので許可くださるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） お諮りします。

金坂道人君からの副議長の辞職願を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森川雅之君） 御異議ないものと認めます。

したがって、金坂道人君の副議長の辞職を許可することと決定しました。

ここで、金坂道人君から副議長の辞職にあたり、挨拶の申し入れがありましたので、これを許します。

（10番 金坂道人君登壇）

○10番（金坂道人君） 一言、お礼と感謝の気持ちを述べさせていただきます。

私も初谷議長の補佐役として十分責任が果たせたか、自分でも自信がありません。いろいろなことがありまして、特に代表者の方々には、私の至らなさで大変御迷惑をかけてしまったことは、今も反省をしております。私も議長と同じく、一緒に議会基本条例素案をつくらせてい

ただきました。そのことに関しては、多少議会基本条例が進んだことに対して、よかったなどというふうに皆様に感謝とお礼を申し上げたいと思います。

私も期は少なく、経験も少なかったんですが、皆様の温かい御配慮によりましてここまで何とか無事にこられたことに心から感謝を申し上げたいと思います。これから茂原市の発展、茂原市議会のますますの発展と、茂原市民の方々が安心・安全に過ごすことができますことを御祈念申し上げて、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森川雅之君） ただいま金坂道人君が副議長を辞職いたしました。金坂副議長におかれましては、前初谷議長の補佐役としてその重責を担われ、前議長とともに公正で円滑な議会運営に御尽力されました。辞職にあたり、ここに深く敬意と感謝の意を表します。まことに御苦労さまでございました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際「副議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森川雅之君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「副議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

副 議 長 の 選 挙

○議長（森川雅之君） 議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（森川雅之君） ただいまの出席議員は23名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（森川雅之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（な し）

○議長（森川雅之君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（森川雅之君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、山田きよし君から、登壇が困難なため投票箱への投入を職員に委託したい旨の申し出がありましたので、これを許可することとし、投票の最後に同君に代わって職員に投入させることといたします。

点呼を命じます。

(点呼 投票)

○議長（森川雅之君） 投票漏れはありますか。

(な し)

○議長（森川雅之君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（森川雅之君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号10番 金坂道人君、同じく議席番号11番 中山和夫君を指名します。

両君の立ち会いを求めます。両君は演壇までお進みください。

(開 票)

○議長（森川雅之君） 選挙の結果を報告します。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符号しています。そのうち、有効投票21票。

無効投票2票。

有効投票中、

矢 部 義 明 君 19票。

飯 尾 暁 君 2票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5.25票であります。したがって、矢部義明君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました矢部義明君が本議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

矢部義明君から当選承諾の御挨拶をお願いします。

(9 番 矢部義明君登壇)

○9番(矢部義明君) ただいま議員各位の温かい御推挙をいただきまして、大変重い重責でございますが、副議長という要職に就かせていただきます。また、議長を支え、議会運営に一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、今後も皆様の御理解と御協力を何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(森川雅之君) ここでしばらく休憩します。

午後4時00分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後4時40分 開議

○議長(森川雅之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

教育福祉委員会委員長矢部義明君から委員長辞任願が提出されたため、休憩中に委員会が開かれ委員長の辞任が許可されました。このことから、直ちに委員長の互選が行われ、委員長に伊藤すすむ君が選任されましたので、報告いたします。

続いて報告します。

市民環境経済委員会委員長鈴木敏文君から委員長辞任願が提出されたため、休憩中に委員会が開かれ委員長の辞任が許可されました。このことから、直ちに委員長の互選が行われ、委員長に金坂道人君が選任されましたので、報告いたします。

続いて報告します。

先ほど休憩中に議会運営委員会委員矢部義明君から委員辞任願が提出され、これを受理しました。

お諮りします。この際「議会運営委員会委員辞任の件」を議事日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがって、「議会運営委員会委員辞任の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議会運営委員会委員辞任の件

○議長(森川雅之君) お諮りします。

矢部義明君の議会運営委員会委員辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、矢部義明君の議会運営委員会委員辞任を許可することに決定しました。
ただいまの議会運営委員会委員の辞任に伴い、委員の欠員が生じました。
お諮りします。

この際「議会運営委員会委員補充の選任の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「議会運営委員会委員補充の選任の件」を議事日程に追加し議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議会運営委員会委員補充の選任の件

○議長(森川雅之君) 委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長において指名します。

議会運営委員会委員に3番田畑 毅君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました田畑 毅君を議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、田畑 毅君を議会運営委員会委員に選任することと決定しました。
続いて報告します。

先ほど休憩中に水害対策調査特別委員会委員矢部義明君から委員辞任願が提出され、これを受理しました。

お諮りします。

この際「水害対策調査特別委員会委員辞任の件」を議事日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「水害対策調査特別委員会委員辞任の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

水害対策調査特別委員会委員辞任の件

○議長（森川雅之君） お諮りします。

矢部義明君の水害対策調査特別委員会委員辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森川雅之君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、矢部義明君の水害対策調査特別委員会委員辞任を許可することに決定しました。

ただいまの水害対策調査特別委員会委員の辞任に伴い、委員の欠員が生じました。

お諮りします。

この際「水害対策調査特別委員会委員補充の選任の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森川雅之君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「水害対策調査特別委員会委員補充の選任の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

水害対策調査特別委員会委員補充の選任の件

○議長（森川雅之君） 委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長において指名します。

水害対策調査特別委員会委員に10番金坂道人君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました金坂道人君を水害対策調査特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森川雅之君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、金坂道人君を水害対策調査特別委員会委員に選任することと決定しました。続いて報告します。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員鈴木敏文君並びに伊藤すすむ君の両名が同議会議員を辞職され、長生郡市広域市町村圏組合議会議員が2名欠員となりました。

お諮りします。

この際「長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙」を議事日程に追加し、ただちに選挙を行うことと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長(森川雅之君) 本件は、本市議会選出の長生郡市広域市町村圏組合議会議員に欠員が生じたため、選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることと決定しました。

続いてお諮りします。

指名の方法については、議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、議長から指名することと決定しました。

それでは、長生郡市広域市町村圏組合議会議員に17番腰川日出夫君、21番初谷智津枝君を指名します。

お諮りします。

ただいまの被指名人をもって当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、ただいま指名した腰川日出夫君、初谷智津枝君が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました腰川日出夫君、初谷智津枝君が本議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

続いて報告します。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員 初谷智津枝君が同議会議員を辞職され、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となりました。

お諮りします。

この際「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

千葉県後期高齢者医療広域議会議員の選挙

○議長(森川雅之君) 本件は、本市議会選出の千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたため、同連合規約第8条に基づき選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることと決定しました。

続いてお諮りします。

指名の方法については、議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、議長から指名することと決定しました。

それでは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、森川雅之を指名します。
お諮りします。

ただいまの被指名人をもって当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、私、森川雅之が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。
当選人が本議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を
します。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議
長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案第42号の上程説明並びに質疑後委員会付託
2. 議案の総括審議
3. 発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議
4. 議長辞職の件
5. 議長の選挙
6. 副議長辞職の件
7. 副議長の選挙
8. 議会運営委員会委員辞任の件
9. 議会運営委員会委員補充の選任の件
10. 水害対策調査特別委員会委員辞任の件
11. 水害対策調査特別委員会委員補充の選任の件
12. 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙
13. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○出席議員

議長 初谷智津枝君

副議長 金坂道人君

1番	飯尾 暁君	2番	小久保 ともこ君
3番	田畑 毅君	4番	山田 広宣君
5番	平 ゆき子君	7番	佐藤 栄作君
8番	前田 正志君	9番	矢部 義明君
11番	中山 和夫君	12番	山田 きよし君
13番	細谷 菜穂子君	14番	森川 雅之君
15番	鈴木 敏文君	16番	ますだ よしお君
17番	腰川 日出夫君	18番	伊藤 すすむ君
19番	深山 和夫君	20番	三橋 弘明君
22番	竹本 正明君	23番	常泉 健一君
24番	市原 健二君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠席議員

なし

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	永長徹君
教育長	古谷一雄君	総務部長	麻生英樹君
企画財政部長	三浦幸二君	市民部長	矢澤邦公君
福祉部長	岡澤与志隆君	経済環境部長	豊田正斗君
都市建設部長	佐久間静夫君	教育部長	鈴木健一君
総務部次長 (総務課長事務取扱)	十枝秀文君	企画財政部次長 (財政課長事務取扱)	酒井宗一君
市民部次長 (市民課長事務取扱)	野島宏君	福祉部次長 (高齢者支援課長事務取扱)	片岡修君
経済環境部次長 (商工観光課長事務取扱)	西ヶ谷正士君	都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	石和田久幸君
都市建設部次長 (下水道課長事務取扱)	小倉勝彦君	教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	藤乗裕喜君
職員課長	三橋勝美君	企画政策課長	鶴岡一宏君

☆

☆

○出席事務局職員

事務局長	相澤佐
主幹	河野宏昭
局長補佐 (庶務係長事務取扱)	佐久間尉介

○議長（森川雅之君） これをもちまして、平成27年茂原市議会第1回定例会を閉会といたします。

長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでございました。

午後4時50分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年5月8日

茂原市議会議長 森 川 雅 之

前茂原市議会議長 初 谷 智 津 枝

茂原市議会副議長 矢 部 義 明

前茂原市議会副議長 金 坂 道 人

茂原市議会議員 平 ゆ き 子

茂原市議会議員 佐 藤 栄 作